

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
1. 客引き行為・客待ち行為に対するご意見 (303件)		
1	<p>中心市街地に60年余住んでいるが、今年に入り客引き行為が酷くなってきている。午後8時から翌午前5時まで約15人の客引き行為者（以下、客引きという。）が立ち、自店以外の店舗の前にたむろし、店から出てくる客に声を掛けています。非常に迷惑。</p>	<p>本条例は、公共の場所において、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を防止し、市民が安心して通行し、利用することができる快適な環境を確保することを目的としています。</p> <p>今回の条例改正では、規制対象業種をこれまでのキャバクラ、ホストクラブ等から、対象となっていなかった居酒屋、カラオケ等を含む全業種に拡大することにより、注意・指導を行う対象範囲を広げ、「安全・安心な街」の実現に向けて、左記のご意見にある現状を改善させるべく、地域団体や警察との連携を図り、取り組んでまいります。</p>
2	<p>キャバクラの客引きが自分が経営している店の前に並び、店舗敷地内で大声で話したりしている。営業時間中は並ばないでほしいと頼んでも聞き入れられない。客引き行為等適正化指導員（以下、指導員という。）の方に話しても「立っているだけでは指導対象にならない」と言われた。店内から見れば嫌な気分になり、さらに、退店されたお客様の腕を掴んで誘うこともある。お客様から嫌がる声も多くあがっており、本当に迷惑なので何とかして欲しい。</p>	
3	<p>自店の目の前で客引き行為をされて迷惑している。予約を頂いているお客様が玄関で声を掛けられて、嫌な気持ちになったと聞いている。</p>	
4	<p>条例の一部改正に強く賛同する。一番街商店街で居酒屋を営んでいるが、他店や専門業者による悪質な客引きに悩んでいる。必要以上に数十メートルに渡り付け回したり、他店へ入店しようとしているお客様への声かけ、客引きによるナンパ、路上喫煙、ポイ捨てなど、若い女性からすると四日市の商店街はガラも治安も悪く、怖いということを知っている。改正案に対し反対の意見も出てくるだろうが、モラルのない客引きを排除して、安心して歩ける商店街を作れば、今以上に商店街、四日市の活性化に繋がると思う。是非とも罰則化と共に速やかに改正案が施行される事を望む。</p>	
5	<p>客引きに関する条例が始まってからしばらく経つが、ホテル前の客引きの状況は条例の施行前と施行後で全く変わらないため、条例の一部改正の前に、現在の客引きの状況の改善をお願いしたい。キャバクラ、ホスト、風俗店、マッサージ店などの客引きは毎日いる。しつこい客引きが多いため怖い、家族連れには向かないホテルであるなど、お客様のご意見を多数頂くので、警察とも協力して取り締まりをしっかりとお願いしたい。</p>	
6	<p>西浦の Snackbar がたくさんあるエリアで、車を運転するのに、ホステスが交差点の角々に立っていて、危険であり邪魔である。スマートフォンを見ながらフラフラしているので非常に怖い。 【同主旨のご意見 他 1 件】</p>	
7	<p>商店街に加盟する普通の店に来ようとするお客様を、その途中にいる客引きに奪われてしまい、加盟店からの苦情となっている。普通の形態で「真面目に」営業している店にとってはマイナスでしかない。 【同主旨のご意見 他 2 件】</p>	

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
8	旧スターアイランド北側からおもちゃ屋のぺんぎんまでの間に、何度も何度も居酒屋の勧誘に合うのが辛い。既に向かう店が決まっていると言うと露骨にいやな顔と態度をする者もいる。確かに2件目をあてもなく探している時は勧誘に乗る時もあるが、「飲み放題〇〇円にするから」と言われたのに、店側に話が通っておらず通常の価格を言われトラブルになった事もある。 【同主旨のご意見 他5件】	(前頁に記載)
9	近鉄四日市駅周辺は買い物客や未成年者、家族連れも多い。客引きを理由に行きたくないという人が出かねないため、条例を改正し、居酒屋等の客引きに対する規制を望む。 【同主旨のご意見 他19件】	
10	安全な歩行、街の環境改善のため、今回の条例の一部改正に賛成します。 【同主旨のご意見 他20件】	
11	家族や友人たちと飲食に出かけた際、自分自身が声を掛けられ、実際に嫌な気持ちになったことがある。 【同主旨のご意見 他23件】	
12	他県からの来街者も多い四日市にとって、客引きがたくさん立っている様子はイメージダウンにつながる。 【同主旨のご意見 他29件】	
13	客引きが、多数路上に立つ、横断歩道にたむろする、横に広がって歩くなど、通行の邪魔になる。 【同主旨のご意見 他34件】	
14	客引きにより治安が悪くなるので改善して欲しい。 【同主旨のご意見 他76件】	
15	通行時に客引きがしつこく声を掛けてくる。不快であり、やめて欲しい。 【同主旨のご意見 他79件】	

2. 客引き行為等適正化指導員についてのご意見 (3件)		
1	指導員が客引きに対して注意を行わず、むしろ仲良くしているように見える。厳しい対応をすべきである。	指導員は、市条例に基づく指導を行うため、客引きが所属する店やその業態について情報を収集しており、その過程で客引き本人から話を聞く場合があります。
2	指導員が客引きと楽しそうに会話をしている様子を見かける。きっちり責務を果たしてもらいたい。	
3	条例の一部改正自体には賛成する。一方、指導員によるパトロール活動については、規制対象行為が増えることにより業務増加に繋がるため、激務ゆえに継続的な実施が難しいということのないよう、十分配慮されたい。	条例の実効性担保のため、十分な巡視体制を整えられるよう努めるとともに、地域団体や警察と連携を図っていきます。

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
3. スカウト行為に対するご意見（6件）		
1	8月議会を受け、市議会が三重県知事宛てに提出した意見書には、スカウト行為に対する言及がある。この改正素案では勧誘について規制の対象としていないことから、意見書の内容が十分に反映されておらず、規制の対象として追加すべきではないか。	本市としても、意見書に記載のとおり、ふれあいモール周辺で、いわゆるスカウト行為を行う者が存在していることを認識しています。また、市に寄せられるご意見の中に、左記のような「恐怖心を感じる」「イメージが悪い」といったものもございます。こうしたご意見を踏まえ、今回の条例改正により、業種の指定なく客待ち行為等が規制対象となることを最大限活用し、積極的に声掛けを行ってまいります。
2	近鉄四日市駅北口で、午後6時頃からたむろし、若い女性に声を掛けている者が複数人いる。 【同主旨のご意見 他1件】	
3	ふれあいモールにはスカウト集団が頻繁に現れるので、通行する女性は怖い思いをしているのではないか。 【同主旨のご意見 他2件】	

4. 規制対象となる業種の範囲についてのご意見（4件）		
1	飲食店に関しては店の従業員ではなく、代行業者によるアルバイトの客引きがメインであるため、条例を改正しても大きな影響は無いと思う。駅前の商店街等でもお店の従業員による客引きはほとんど見たことが無い。	今回の改正により、指定区域内においては業種を問わず客引き行為等を規制するため、代行業者のアルバイトによる客引きも規制対象となります。
2	取り締まり強化が行われず、未だ客引き行為が行われているのを見かける。客引き自体を禁止すこと。	現行条例では、規制対象がいわゆるキャバクラ、ホストクラブ、異性による通常マッサージに限定されていますが、今回の改正により、指定区域内においては業種を問わず客引き行為等を規制することとなり、ご意見にある業種についても対象となります。
3	居酒屋、カラオケ等も同様に勧誘行為自体を禁止すべきである。	
4	追加される業態が飲食店のみだが全業種にすべき。例えば、金融、学習塾、物販など。これらの業種が現在目立ってないが、今後はわからない。	

5. 取り締まりの内容や手法に関するご意見（16件）		
1	ラウンジが規制対象であることを明確に示し、条例の内容を知らないという言い逃れをなくすこと。	議決後に作成予定のチラシ等啓発資料においては、「ラウンジ」が規制対象である旨を明確に表示いたします。
2	店舗が過料を負担して、客引きに対して客引き行為の継続を命じることがないよう、客引きから所属する店舗の名前を聞き出すこと。	現状においても、市条例に違反する行為かどうかの確認に必要な情報であることから、客引きに対して、必ず聞き取りによる確認を行っています。
3	今の取り締まり時間は実質午後10時までだが、午前0時までの間の取り締まりについてはどうするのか。	取り締まりの都合上、巡視業務実施時間は未公表ですが、現在、午後10時以降も巡視を実施しています。今後につきましても、四日市南署と締結した「条例の運用に関する協定書」に基づき、諏訪交番と連携を図るなど、客引きの実態把握に努めていきます。

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
4	現行条例でマッサージの規制時間は午後10時～翌日6時となっているが、今回の改正における追加部分は午後6時から午前0時となっている。時間をずらしたのはなぜか。	今回の改正は、現行条例で規制対象となっていない居酒屋、カラオケ等の客引きの増加に対応しようとするものであり、これらの業種の営業時間を考慮し、規制する時間の設定を行ったものです。
5	午前2時がマッサージ店による客引きのピークであり、特に週末の状況がひどい。朝方にマッサージの女性がサラリーマンに声掛けしている状況も見かける。	早朝調査を実施するなど、市として状況把握に努めています。今後も諏訪交番と連携を図るなどの方法により、客引きの実態把握に努めていきます。
6	規制対象の拡大には賛成するが、対象となる行為の基準を明確かつ厳しくしてほしい。(対象と疑わしい場合であっても警告するなど)	罰則を伴う規制であるため、条例に違反する行為であることの確認には細心の注意を払っています。違反する行為と疑わしい場合には、口頭注意を行い、条例での規制内容、具体的な違反行為について伝え、客引き行為の抑止に努めています。
7	違反行為に対する手続きでは、「口頭指導」→「勧告」→「中止命令」とあり、この手順を段階的に行うことは実効性の面で疑問に感じる。	
8	今回の条例一部改正と従来の取締りに加え、ビルオーナーが店舗テナントと賃貸借契約を締結する際、条項中に「県・市などの条例に抵触する行為・行動を行った場合は解約とする」などを付記することも効果があると考える。商店街組織や不動産仲介業者を通じて、啓蒙活動に取り組むべきではないか。	ご意見を踏まえ、ビルオーナー、不動産仲介業者の方へも協力をお願いし、客引き行為の減少に向けて一丸となって取り組んでいきます。
9	一部改正に新たに設定される「過料5万円」は安すぎるのではないかと。 【同主旨のご意見 他1件】	今回の改正は、①特定区域内において②定められた時間内に行われる、現行条例で規制対象となっていない業種による客引き、客待ち、誘引を規制するものです。禁止される行為と罰則の均衡を考慮のうえ、刑事罰は過重と判断し、行政上の秩序罰である過料としたものです。また、過料は、地方自治法上「条例で定めることのできる金額は5万円以下」とされており、この金額を上限としたところであります。
10	客引き、客待ちの行為は基本的に禁止し、罰則を強化すべき。ただし、自店の敷地前なら容認してもよい。 【同主旨のご意見 他5件】	今回の改正により、指定区域内においては業種を問わず客引き行為等を規制することとなります。一方、従来から自店の敷地内については、客引き行為を規制していません。

6. 条例の改正に反対するご意見（5件）

1	客引き行為者に道案内を頼むことがあり、便利な側面もある。客引き行為に関するすべてを迷惑行為とするのは如何なものか。客引き行為を許可制にし、許可を得た者を識別できる制服などを作製すれば、市民側も安心できるのではないかと。 【同主旨のご意見 他1件】	本市は、市民等に著しく不安を与え、迷惑をかける客引き行為等を禁止し、市民等が安心して通行し、利用できる快適な環境の確保を目指し、現行条例を施行しました。 左記のように、客引きにも便利な側面があるといったご意見もございますが、条例の目的を達成するためには、規制業種を拡大する今回の一部改正が必要であると考えており、提案に至ったところです。
2	客引きが案内する料金が適正で、説明通りに請求されるのであれば問題ないのではないかと。名古屋と比較すれば、四日市の客引きはしつこくないと感じる。 【同主旨のご意見 他2件】	

No.	意見の内容	意見に対する市の考え方
7. 其他のご意見 (16件)		
1	近鉄四日市駅周辺のビジネスホテルに勤務しているが、客引きが無断でホテルロビーのトイレを使用する。断ると敷地内で放尿される。	<p>貴重なご意見をいただきありがとうございます。左記のご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>
2	現行のチラシ等啓発資料にある「異性による通常マッサージ」という表現に違和感を覚える。マッサージとは、あんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師の有資格者がプロとして継続的に行うものを指すのではないか。	
3	路上及びビル建物の非常階段等で休憩をしている者がおり、大変見苦しい。また、タバコをポイ捨てしたり、ゴミをそのまま建物内に放置していく。 【同主旨のご意見 他1件】	
4	近隣に駐車し飲食店で飲んで帰る人を見かける。また、ぼったくりの被害にあったという話を聞いたことがある。警察は取り締まりをもっと厳しくして欲しい。 【同主旨のご意見 他2件】	
5	客引きは基本的に見知らぬ客に声をかけるので、その多くは顧客情報を把握していない。従って、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、万が一の場合は、感染経路を追う事は難しく、感染拡大を助長する恐れがある。また、客引きの感染拡大防止に向けた意識は低く、マスクをしていない者が散見される。 【同主旨のご意見 他3件】	
6	キャッチ（≒客引き）の街中での喫煙も、かなり見た目が悪く、街のイメージを損なうと思う。 【同主旨のご意見 他4件】	